

## いじめ防止等のための基本方針

- 1 本校におけるいじめの定義と考え方（いじめ防止対策推進法 第2条による）  
「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### ポイント

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること。
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④Bが心身の苦痛を感じていること。

### 基本姿勢

- ①「いじめはどの生徒にも、本校にも起こりうる。」との認識をもつ。
- ②「いじめは人権侵害であり、絶対に許さない。」ことを指導する。

## 2 未然防止のための取り組み

生徒一人ひとりが規範意識を高めるために、保護者や地域との連携を図るとともに、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、生徒会活動や体験活動等の充実に取り組む。

- (1) 生徒会活動の充実
- (2) 体験活動等の充実
- (3) 保護者や地域との連携

## 3 早期発見のための取り組み

生徒の些細な変化を見逃さず見守っていくために、全職員が積極的に生徒と関わり、信頼関係を構築するよう努める。

- (1) 調査の実施
  - ・いじめに関するアンケート調査で実態を詳細に把握し、必要に応じて面談を実施する。
- (2) 個人面談等の実施
  - ・気になる生徒に対して学級担任が面談をして、悩み・不安等を聴き取る。
- (3) 相談窓口の周知
  - ・学級担任以外にも相談ができるよう、スクールカウンセラー、教育相談部、学年部、養護教諭等の窓口を周知する。

## 4 組織的対応

- (1) 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策委員会」で迅速かつ明確に対応する。
- (2) 日常的な生徒の観察、定期的な面談。アンケートにより早期発見に努力する。
  - ①情報を集め組織的に共有する。
  - ②指導・支援体制を組む。
  - ③生徒への指導・支援を行う。
    - ・いじめられた生徒にとって一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。
    - ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、責任を自覚させるとともに、いじめに向かわせない力を育む。
    - ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを知らせる勇気をもつよう伝える。
  - ④保護者と連携する。

## いじめ防止等の対策のための組織

